公示送達

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告する。

平成25年８月６日

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業施行者　江戸川区長　多田　正見

１　送付を受けるべき者の最終住所及び氏名

(1)　住所　東京都江戸川区北小岩一丁目21番10号
　氏名　岩井左千夫
(2)　住所　東京都江戸川区南小岩一丁目４番16号
　氏名　中山　初枝
(3)　住所　東京都江東区大島一丁目34番３号市川方
　氏名　前田　道子
(4)　住所　東京都杉並区阿佐谷北三丁目２番９号ＡＳＡＧＡＹＡサンパレス103
　氏名　矢作　茂

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業において定められた別表及び別図のとおり仮換地指定をします。

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、江戸川区長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があった日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、別表及び別図の掲載は省略し、それらを北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所の掲示場所において掲示しています。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月十九日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十五年七月三十一日
　掲載頁　九十四頁（号外第一六七号）
(乙)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十五年七月三十一日
　掲載頁　九十四頁（号外第一六七号）

平成二十五年八月六日

東京都品川区西五反田七丁目二五番五号
(甲)　三菱重工空調システム株式会社
　代表取締役　堀田　謙一
東京都千代田区神田北乗物町一番地一
(乙)　三菱重工冷熱システム株式会社
　代表取締役　川上　孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の精密製品部に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十五年六月十一日
　掲載頁　五十四頁（号外第一二〇号）
(乙)　掲載紙　官報
　掲載の日付　平成二十五年六月二十一日
　掲載頁　一三八頁（号外第一三二号）

平成二十五年八月六日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津六六六三番地の二
(甲)　シチズンセイミツ株式会社
　代表取締役　石綿　修一
岩手県北上市北工業団地二番二五号
(乙)　シチズン東北株式会社
　代表取締役　金子　孝司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百二十万円減少し、八十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月十日であり、株主総会の決議は、平成二十五年七月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年八月六日

秋田県男鹿市福米沢字家の下一八三番地の二
　有限会社マナファーム
　代表取締役　越前　照義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千六百十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十五年七月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月二十六日
掲載頁　三十頁（号外第一六三号）

平成二十五年八月六日

東京都中央区銀座二丁目四番一号
　株式会社ザ・ギンザビル社
　代表取締役　眞藤　孝行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三十日
掲載頁　六十九頁（号外第一六五号）

平成二十五年八月六日

東京都西東京市新町五―二―一
　株式会社ドリームズカムトゥルー
　代表取締役　星﨑　治男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年九月六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月六日

栃木県宇都宮市一条四丁目一番二〇号
　株式会社ブルーヒルズ
　代表取締役　陳　賢徳

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月三十日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年八月六日

東京都港区北青山二丁目五番一号
　ＪＧＣ―ＩＴＣラービグユーティリティ株式会社　代表取締役　油屋　真一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年八月六日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
　株式会社ＣＫファイナンス
　代表取締役　氏家顕太郎